

※登録番号

一般-000059号(平成27年12月26日)登録更新予定日:平成32年12月26日

1. 投資顧問業の種類

一般不動産投資顧問業

2. 法人・個人の別

法人

3. 商号又は名称

だいきんしょうじかぶしきがいしゃ

大金商事株式会社

4. 氏名

おおた てつじ

太田 哲二

5. 資本金額

10,000,000円

6. 役員

(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
おおた てつじ 太田 哲二	代表取締役	常勤
おおた みちこ 太田 通子	取締役	非常勤

7. 第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏名 (使用人の種類)	役職名	統括する業務の別
おおた てつじ 太田 哲二 本店業務統括者	代表取締役社長	投資判断・売買・貸借・管理
おおた ゆうぞう	記載なし	投資判断・売買・貸借・管理

(ふりがな) 氏名 (使用人の種類)	役職名	統括する業務の別
太田 雄三 支店業務統括者		

8. 不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名称	設置年月日	所在地
大金商事株式会社 本店	昭和 50 年 6 月 5 日	東京都世田谷区上北沢3丁目18番12号 03-3304-8990
大金商事株式会社 支店	昭和 63 年 8 月 22 日	東京都世田谷区松原3丁目42番1号 03-5376-0041

9. 業務の方法

1. 投資助言業務の対象となる不動産は主に東京都内に所在する床面積 3,000 m²程度までの業務用ビル・商業施設・共同住宅・住宅等とする。

2. 助言業務は単発的な取引に係る助言・一定期間継続的な資産運用に係る助言等行う。

3. 報酬体系・報酬の支払時期

①成功報酬体系業務

・売買の場合

売買金額が 1,000 万円以内の場合は売買金額の 2%以内。

1,000 万円を超える場合は、20 万円と 1,000 万円を超える売買金額の 1%以内の合計額を報酬とする。

売買による登記完了時に支払うものとし投資助言業務契約により取り決める。

・企画の場合

企画事業費用が 1,000 万円以内の場合は、事業費用金額の 2%以内。1,000 万円を超える場合は、20 万円と 1,000 万円を超える事業費用金額 1%以内の合計額を報酬とする。

企画事業決定時に支払うものとし投資助言業務契約により取り決める。

②その他業務

・報酬は次の通りとする

報酬＝直接人件費＋経費＋技術料＋特別経費

・支払時期

投資助言業務契約締結時 1/2

投資助言業務終了時 1/2

③上記報酬に対し消費税を加算する。

10. 既に有している免許、許可、認可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
(1)金融商品取引法第29条の登録		
(2)宅地建物取引業法第3条第1項の免許	都知事(15)11081号	平成29年10月12日
(3)不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

11. 不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

1. 土地建物の売買及び仲介業
2. 不動産の管理及び賃貸業
3. 不動産に関するコンサルティング業
4. 損害保険代理業
5. 少額短期保険代理業
6. 上記各号に附帯する一切の業務

12. 主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 氏名	保有する株式の数 又は出資の金額	割合	住所
おおた てつじ 太田 哲二	15,300 株	76.5%	東京都
おおた みちこ 太田 通子	4,700 株	23.5%	東京都

13. 役員の兼職の状況

(ふりがな) 氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類
--------------	---